

様式第11号（第11条関係）

都城市指令第2136-7号
令和7年3月13日

一般廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎市江平東町6番地13
氏 名 株式会社山崎紙源センター
代表取締役 山崎 孝一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項の許可を受けた者であることを証する。

都城市長 池田 宜永



許可番号 第15号

許可の年月日	令和7年4月1日
許可の有効期限	令和9年3月31日
取り扱う一般廃棄物の種類	木くず
許可の条件 1 廃棄物処理に関しては各種関連法規を遵守すること。 2 周辺地区の環境悪化とならないように十分配慮し作業すること。	

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。

ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。